

臨時託児室の設置に係る分担金・使用料の免除について

平成28年2月8日大阪大学中之島センター長裁定

次の各号に規定する要件の何れにも該当する会議等の開催に当たって、中之島センターの施設に設置される当該会議等の参加者が利用する臨時託児室については、大阪大学中之島センター使用細則第9条第3号に規定するその他センター長が特に必要と認めた事業に該当するものとして、当該施設使用に係る分担金又は使用料（臨時託児室の利用申込がなかったことにより当該施設の使用をキャンセルした場合のキャンセル料を含む。）を免除するものとする。

- (1) 本学又は本学部局等（以下「本学等」という。）が主催若しくは共催し、又は後援するなど、本学等が当該会議等の開催に関与していること
- (2) 当該会議等が大阪大学中之島センターにおいて開催されること
- (3) 当該会議等の参加者に本学の教職員又は学生が含まれること

附 則

この裁定は、平成25年12月1日から施行し、平成26年4月1日から大阪大学中之島センターで開催される会議等に適用する。

附 則

この改正は、平成28年2月8日から施行する。